

1. こども用積立預金 おやごころ

(2016年4月1日現在)

1. 商品名	こども用積立預金（愛称：おやごころ）
2. ご利用いただける方	①個人のお客様で、満15歳未満の子(孫)の保護者または祖父母で3年以上積立(据置期間含む)が可能な方で、子(孫)の教育資金等子(孫)のための資金を積み立てる方。 ②出生前申込みとして母子手帳交付後に保護者または祖父母名義で契約を希望される方。
3. 預金種類	エース預金 [確定日型 (スーパー型)] ※設定した目標日に一括してお受け取りいただきます。
4. 積立期間	3年以上
5. 据置期間	3ヵ月以上(積立期間に含む)
6. 目標日	子(孫)の年齢が満18歳の誕生日以内の範囲で設定していただきます。 ※出生前申込時の場合、出産予定日を基準とし、子の年齢が満18歳の誕生日以内の範囲で設定していただきます。
7. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	<保護者（祖父母）名義で作成する場合> 指定日に、口座名義人の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。 <子名義で作成する場合> ①指定日に保護者の普通預金口座から、子の普通預金口座への「自動送金（自動送金手数料無料）」致します。 ②指定日の翌営業日に、口座名義人(子)の普通預金口座からエース預金口座へ自動振替してお預け入れいただきます。 ※臨時入金（指定日付以外でのお預け入れ）が可能です。臨時入金のみのお取り扱いは致しません。
(2) お積立金額	1,000円以上（1,000円単位）
(3) お預け入れ単位	1円単位
(4) 媒体	エース預金通帳
8. 払い戻し方法	・満期時に、自動解約《目標日(満期日)に口座名義人の普通預金口座へご入金》いたします。 ・満期前の一部支払や解約も可能です。(17. 留意事項を参照願います。)
9. 利息	

<p>(1) 預入商品・適用金利</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各預入時に、スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。 預入日から目標日までの期間が5年6か月未満の場合は、目標日を満期日とする以下の定期預金・利率を適用します。 <table border="1" data-bbox="582 392 1430 779"> <tr> <td data-bbox="582 392 938 533"> 預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満 </td> <td data-bbox="938 392 1430 533"> スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 533 938 779"> 預入期間1年以上3年未満 </td> <td data-bbox="938 533 1430 779"> 預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。 </td> </tr> </table> 目標日前6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。 スーパー定期は、預入日から5年以上5年6か月以下の間に到来する最初の「まとめ日」を満期日とします。 「まとめ日」において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該「まとめ日」におけるエース預金「スーパー型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。 	預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。	預入期間1年以上3年未満	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。
預入期間3年以上5年6か月未満および1年未満	スーパー定期でお預かりし、エース預金「スーパー型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。				
預入期間1年以上3年未満	預入日から3年後応当日を最長預入期限とするワイド定期でお預かりし、エース預金「ワイド型」の店頭表示利率+0.05%を適用します。				
<p>(2) 利払い方法</p>	<p>満期日が同一のスーパー定期、ワイド定期ごとに、満期日以後に一括してお支払いたします。</p>				
<p>(3) 計算方法</p>	<p>スーパー定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で預入期間が3年以上になる場合は6か月ごとの複利、1年未満になる場合は単利）あるいはワイド定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で1年以上3年未満の場合は1年ごとの複利）の計算方法を適用します。</p>				
<p>10. 税金</p>	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%）、地方税5%）となります。</p> <p>*マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。</p> <p>なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</p>				
<p>11. 手数料</p>	<p>——</p>				
<p>12. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い</p>	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。</p> <p>(1) スーパー定期の場合</p> <p>【預入期間5年以上5年6か月未満（6か月複利計算）】</p>				

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上3年未満	約定利率×20%
3年以上4年未満	約定利率×40%
4年以上5年6か月未満	約定利率×70%

【預入期間4年以上5年未満（6か月複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×10%のいずれか低い利率
1年6か月以上2年6か月未満	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×30%
3年以上5年未満	約定利率×60%

【預入期間3年以上4年未満（6か月複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
1年未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×20%のいずれか低い利率
1年以上1年6か月未満	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×50%
2年以上4年未満	約定利率×70%

【預入期間1年未満の場合（単利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率 または約定利率×30%のいずれか低い利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%

(2) ワイド定期の場合（1年複利計算）

【預入期間1年以上3年未満（1年複利計算）】

中途解約日までの期間	中途解約利率
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

	<p>* ワイド定期の約定利率は、お預け入れ日から目標日までの期間が2年以上の場合は「2年以上」利率とし、2年未満の場合は「2年未満」利率とします。</p>
13. 預金保険制度	<p>この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>
14. 金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>
15. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】 フリーダイヤル：0120-226616 (受付時間 平日 午前9時～午後6時)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス http://tokai.rokin.or.jp/</p>
16. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお申し出ください。 ・また、お客様から上記愛知県弁護士会、東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 東京の弁護士会には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会と共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時
17. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・子(孫)一人につき1口座とします。 ・孫名義の口座作成はできません。 ・子名義の口座を作成できる保護者とは、親および親権者、その他子の法定代理人をいいます。 <p>※ 以下は子名義の口座に関する事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子名義で作成した預金は名義人である子に帰属します。

	<ul style="list-style-type: none">・払戻金の資金使途が対象とした子のためであることを確認させていただく場合があります。・お支払いの際のお取扱いを以下のとおりとさせていただきます。 (満期解約金の入金口座である普通預金も同様に取り扱わせていただきます。)(1) お支払い時にお子様は小学生以下の場合、お子様の代理人として保護者とお取引させていただきます。(2) お支払い時にお子様は中学生以上満18歳未満の場合は、保護者とお子様の連名でのお取引とさせていただきます。(3) お支払い時にお子様は満18歳以上の場合は、お子様とお取引させていただきます。・「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」には適合しておりません。・以下の場合等、贈与税の課税対象となる場合があります。<ul style="list-style-type: none">①年間積立金額が110万円を超える場合。②通帳・印鑑を子が占有する等、財産の処分・管理が子に移ったとみなされる場合。 <p>※詳しくは、税務署にお尋ねください。</p>
--	---